京都市立音楽短期大学設置の軌跡
―戦後京都市における学校教育制度としての「音楽家教育」構想―

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 京都市立芸術大学音楽学部 公開日: 2025-03-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 清水, 久莉子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15014/0002000299

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 4.0 International License.

論文

京都市立音楽短期大学設置の軌跡

―戦後京都市における学校教育制度としての「音楽家教育」構想―

清　水　久莉子

Establishment of the Kyoto City Junior College of Music:
Musician Education as a School Education System in Postwar Kyoto City

SHIMIZU, Kuriko

Abstract:

This paper initially describes the 1870s era, when the school system was enacted, as prehistoric and examines individuals' attitudes toward music education during that time and the establishment of study group organizations. In this movement, educational authorities, schools, and the private sector collaborated to contribute to the development of the music culture during the postwar period and establish a rationale for advanced schools. Further, the paper examined the development of a music program in Horikawa High School and elucidated that the university was envisioned since the foundation of the school. It also evaluated the responses of all parties and places leading to this achievement. Based on the individuals' stories, this paper analyzes the establishment of the Kyoto City Junior College of Music, revealing that while ostensibly undertaking teacher education, the people involved in the establishment of the university were oriented toward the professional training of musicians.

1．はじめに

音楽教育史において、京都市は戦後急速に制度と設備を整えた都市である[1)]。すなわち、京都音楽研究所（1946 年）、京都人文学園（1950 年閉校、社団法人京都勤労者学園へ教育理念を受け継ぎ、現ラ・ボール学園）（1946 年）、京都府音楽教育連盟（1947 年）、堀川高等学校音楽課程（現京都市立京都堀川音楽高等学校）（1948 年）、同専攻科（1950 年）、京都労音（現京都ミューズ）（1950 年）、京都市立音楽短期大学（現京都市立芸術大学音楽学部）（1952 年）、京都子どもの音楽教室（1953 年）、京都オーケストラ連盟（1954 年）、京都市交響楽団（1956 年）、京都音楽家クラブ（1956 年）、京都市民劇場（1956 年）、京都市少年合唱団（1958 年）、京都市文化団体懇話会（現公益財団法人京都市芸術文化協会）（1959 年）、京都会館（現ロームシ

アター京都）（1960 年）、国立京都国際会館（1966 年）、青山音楽記念館バロックザール（1987 年）呉竹文化センター（1990 年）、財団法人京都市音楽芸術振興財団（1993 年）、京都市西文化会館ウェスティ（1993 年）、京都コンサートホール（1995 年）、京都市芸術文化委員会（1997 年）、京都市芸術文化振興推進会議（1998 年）、京都芸術センター（明倫小学校旧校舎の改装）（2000 年）といったように、挙げればきりがないほどの文化や芸術にかかわる多様な施設や団体等が結成され、文化的基盤が醸成されてきた[2)]。

さらに、学校教育制度に焦点を当てれば、京都市は現在、音楽高校、芸術大学音楽学部、交響楽団を備えており、これらすべてを一自治体が整備した例は日本において他に類を見ない。これに、一般社団法人京都子どもの音楽教室（京都市立芸術大学音楽学部音楽教育研究会組織）を加えれば、子ども期の早期教育にはじまり、予備門、最高学府、舞台へとつづく、まさに職業としての音楽家養成を指向する学校教育制度としてのカリキュラム（走路）の整備とみることができる。しかも、すべてが戦後に産声をあげたのだ。

では、この構想はいかに成立し得たのだろうか。戦後混迷期における、京都市立音楽短期大学設置の軌跡について、本稿では、堀川高等学校音楽課程（以下堀川高校音楽課程とする）設立から、京都市立音楽短期大学設置に至る 1952 年までの約 5 年間に焦点を当て、点在する史資料を接合、跡づけようとする。

まず、「学制」が制定された 1870 年代、小・中学校に必修教科として唱歌／奏楽教育が位置づけられたことを契機とする、音楽関係者の態度と萌芽としての研究会組織に目を向ける。これは教員の活動や実践のみに留まるものでなく、教育行政当局、学校、民間が軌を一にして戦後の音楽文化発展に寄与し、上級学校設置の論理を構築してゆく運動でもあった。続いて、堀川高校音楽課程の設置とその展開を吟味、開学当初から大学を前提としたこと、高校（中等教育）段階の限界とその克服の方途を探る営みを詳らかにする。そして、大学設置に至る関係者および各所での様相について、盾の表裏をみることを通じて、「音楽家」養成と「音楽科」教員養成を関係者がどのように捉えていたか、また当時の音楽大学における「プロフェッショナリズム（専門性）」はどのように理解されていたかについて考察する。

さて、京都市立音楽短期大学の成立史については『百年史　京都市立芸術大学』（1981）にその経緯が紹介されており、公的な見解を含め、通史的叙述を辿ることができる。ところが、関係者で共有されたであろう同大学の創設に関わる課題意識や議論、葛藤、あるいは、抱かれ続けた「夢」としての音楽大学構想とそれに付随する個々人の信念や熱意については取り上げられていない。ただし、『百年史　京都市立芸術大学』（1981）では、関連する一次資料として雑誌、新聞記事等を紹介しており、同書で扱われている史資料は当時の言説を知る上で有効であり、本稿でも取り上げる。

以下では、主たる史資料として、①中原都男（1952 年設立時京都市立音楽短期大学専任講師）による記録に着目する。これは、京都市立音楽短期大学設置後 10 年余り（1961、1962、1970 年）

のうちに執筆されたものであり、設立の立役者ともいえる中原都男の貴重な証言の記録である。なお、大学紀要に執筆された中原都男の論文は、『百年史　京都市立芸術大学』（1981）に部分的に紹介されたものを除き、管見の限りこれまで活用されたことがない。また、音楽短期大学設立の前史として、②『京都市立堀川高等学校音楽科　創立30周年記念誌』（1982）を取り上げ、さらに、大学設立の黎明期については、③『京都市立芸術大学音楽学部外史―創設期とその背景』（1992）および『ハルモニア』20巻「1 開学110周年記念を省みる」（1990）に拠り、設立当時の当事者の回想に注目に即して、創設に関わる受け止めを多面的に把握しようとする。これら史資料の読み解きと再構成を通じて、当時の豊かなダイナミズムを描くことができるであろう。なお、引用にあたっては、旧字体を通行の字体に改めた。

2. 前史

2. 1. 唱歌教育の導入

周知のとおり、現在の東京藝術大学は、伊澤修二が東京師範学校校長と兼務する形で御用掛を命じられ、音楽取調掛の事業が1879年10月に文部省内の一つの掛として誕生したことを起源とする（東京芸術大学音楽取調掛研究班編 1976 p.29）。1872年に「学制」が制定、小・中学校の普通教科に「音楽」ここでは唱歌／奏楽教育が「当分之ヲ欠ク」という但し書きのもと必修科目として位置づけられた（同書 p.11）。すなわち、教科として謳われる一方、子どもにふさわしい教材の作成と教員の養成がまたれる状況にあり、その実施方法は不明であった。

ただ面目上の教科に留まっていた当時の状況を憂慮しつつ、師範教育に従事していた伊澤修二は、1875年文部省の命による「師範学科取調べ」のためのアメリカ留学を機に、音楽研究施設の構想を練るようになり、教材作成と教員養成を果たすべく、音楽取調掛では伝習生養成のカリキュラムが整えられていく（同書 p.13）。そして、1880年より音楽取調掛に伝習生が入学、「東京両師範学校[3]では明治十三年（1880）四月からメーソンによる出張教授が始まっており、その卒業生は男子師範で、明治十六年（1883）[4]、女子師範では明治十五年（1882）から、それぞれ唱歌を教えてもよいことになっていた」（同書 p.408）。すなわち、音楽取調掛は唱歌を教えることのできる教員を養成する責務も担っていたのである。さらに、全国の師範学校教員が師範学科取調員として東京師範学校へ派遣され、彼らは音楽取調掛でも伝習を受けている（山住 1967 p.152）。

当初より音楽取調掛は、「将来国楽ヲ興スベキ人物ヲ養成スル事」として音楽の専門家養成（同書 p.119）を掲げており、1885年7月、全科卒業生として幸田延、遠山甲子、市川道を送りだしたこと等をもって、職業音楽家たるに似つかわしい充分な音楽教育が行われており、文部省の一掛ではなく、学校に昇格するにふさわしい水準に達したことを示すと理解された（東京芸術大学音楽取調掛研究班編 1976 p.285）。こうして、1887年10月、音楽取調掛は東京音楽学校に至る。1886年に文部大臣森有礼（当時）に提出された「音楽学校設立ノ儀ニ付建議」は、

音楽学校の設立理由を「優等ノ芸術家ヲ養成シ且最良ノ音楽ヲ拡張普及」するためと述べており、名実ともに、西洋音楽受容の中核となっていったのである。その後、1889 年 1 月に東京音楽学校規則が制定される。そこでの同校の目的は、音楽家の養成のみならず学校音楽教員の養成にあることも謳っていた[5]（同書 p.287）。

2. 2. 京都における唱歌教育の進展

上述の通り、学制制定とともに、小学校における唱歌教育のための教材作成と整備、そして、指導者養成が進められると同時に、教師たちの自発的な勉強会や講習会が各地で開かれていった（山住 1967 p.232）。とりわけ、講師をそろえやすかった東京では、私立の唱歌教員養成所が組織立っており[6]、例えば音楽唱歌会は 1886 年に設立され 100 名以上の小学校教員を集めたものの、これを全国一挙に実施することは実際上困難でもあった（同書 p.236）。

しかし、京都においては 1877 年、Kioto Home（京都ホーム）（翌年、同志社女学校と命名）にオルガンが到着、1878 年にはメーソンの掛図を用いた音楽教育が始まっていた（安田 1998 pp.30-31）。また、1878 年 10 月には日本最初の教科書として京都府女学校編『唱歌』が出版され、1879 年 9 月には京都府学務課の役人が同志社女学校の音楽教育を視察、京都女学校においてはすでに何らかの形で唱歌教育が行われていたのである（和崎 2013 p.3）。

さらに、「十九年（1886）七月八日から九月十八日まで下京明倫小学校に於て唱歌科講習会が開かれた（中略）入会者は百九名」（京都府教育会編 1940 p.589）とあり、「唱歌講習会は、二十年（1887）夏にも開かれそれらの修了者は、唱歌科教員免許状を授けられたので、府下小学校に普くこの科が加へられるやうになつた」[7]（同書 pp.589-599）。その後、尋常小学校における唱歌導入、唱歌教育導入のための環境整備が整えられ、1887 年には下京の限られた地域ではあったがオルガンが備え付けられるようにもなっている（和崎 2013 pp.5-6）。

また、初等中等教育学校における教科としてのみならず、いわゆる洋楽の関西初の演奏会は、1890 年「九月下旬京都なる基督教会連合の企にて京、坂、神の音樂家を聘～（ママ）洛東花見小路祇園館に貧民救恤の慈善音楽会」（音楽雑誌社 1890 p.28）であったとされるが、1889 年にすでに関西初として、「大沢善助、福田徳三郎発起大音楽会」（京都市交響楽団 1986 p.35）が催されていたという。これにかかわって、京都における音楽振興団体の先駆けである京都音楽会（1902）が、吉田恒三[8]を中心として作られた（京都市交響楽団 1986 p.38）。その後、1911 年には、休会となる（吉田 1942 p.270）ものの、小学校教員 4 名が四重唱の練習をはじめ、「彼らを核に、同志社グリーの人たちが参加するなど、またたく間に人数が増え、初めはコーラス会といっていたものが京都声楽会へと発展」（京都市交響楽団 1986 p.38）、「京都音楽会活動の一部をになうまでにな」（同書 p.38）ったのであった。

2. 3. 第二次世界大戦前における音楽大学の構想

さて、第二次世界大戦前までにこれほどの機運がありながら、官立音楽学校の設置は試みられなかったのだろうか。答えは否である。「森田茂京都市長の時代に於て当時府市議会議員であった中川源一郎氏とその実弟牧太郎（通称牧三）氏とを中心としての尽力により、官立音楽学校設立の件が、国会に於て採択され既に京都市に創設を見ようとした」（中原 1961 p.37）ものの、「音楽学校設置の土地の決定がおくれ遂にそのために折角の承認が流産となった」（中原 1962b p.44）のであった。

これについて、真声会[9]元会長であり、指揮者として活躍した伊吹新一は「東の上野、西には京都音大という構想は、早く戦前の昭和 7 年（1932）に実現直前までこぎつけながら、思わぬ行き違いから頓挫した」。「東のドイツ系に対して西のフランス系をという、具体的なことまで意図されていたというから悔やんでも余りあるが、この事実は当時から京都が恵まれた歴史的文化的環境と相まってあらゆる分野で熟し、関西で中心的位置を占めていたことを物語るひとつの証拠であろう」（京都市立芸術大学音楽学部 1992 p.44）と述べている。

かくして、「官立京都音楽学校の件」として、山田富三郎議員から京都府会に提案・議決され、さらに国会採決までこぎつけた音楽大学の構想であったが、設置場所の決定に手間取り、せっかくの採択承認は学校の実現にまで至らなかった。しかしながら、音楽大学を要望する声はその後も絶えることがなかったのである（中原 1962b p.44）。

2. 4. 文部省視学官諸井三郎の関与と音楽教育研究会の展開

音楽大学を要望する声は引き継がれていくものの、京都における音楽教育の発展は、文部省視学官、諸井三郎[10]の貢献を抜きに語ることができない。その経緯は次のとおりである。

「大阪朝日新聞社社会事業団が大阪朝日会館を会場として、『音楽講座』を昭和二十一年（1946）五月末より連続定期に開講し、その作曲部門には、文部省視学官の諸井三郎氏が講師として招聘され、月一回東京より西下」（中原 1961 p.21）するようになった。1946 年 9 月には、近畿地区各府県音楽指導者が大阪朝日会館に集合し、諸井三郎を囲んで、教育座談会を開催。京都からは、文教局学校教育課音楽視学委員の中原都男が出席した。これを契機に諸井三郎は西下の際、京都市に立ち寄り、「新音楽教育について、関係者と懇談、これは、1946 年 12 月以降 4 回にわたって、開催」（同書 p.21）されたのである。なお、この世話役は、京都市音楽教育研究会[11]が引き受けた。諸井三郎は東京にありながら地方に目を向けていた。いわく、「日本の音楽文化を立派なものに仕上げるには、すぐれた音楽的社会が形成されねばならぬ。その理由は優れた芸術生産は広大な芸術鑑賞の底辺上に創造されるものであるからである。このためにはさしあたって音楽文化の分布状態の民主化と分権化とをはからねばならない。中央集権的な、東京中心主義の在り方は当然に是正されなければならない」（同書 p.21）と。

こうした動向と並行して、音楽教育再建のため、小学校部門においては 1946 年 9 月に「京

都市音楽教育研究会」、1947 年 5 月には「京都市中学校音楽教育連盟」が誕生した。1947 年 8 月 17、18 日には同志社栄光館で「民主化のための音楽教育講座」が開催されたが、主催は京都市音楽教育研究会であった（同書 p.22-23）。続いて、同年 10 月 15 日、京都府各郡または、その連合体による小中学校の音楽教育団体を以て「京都府音楽教育連盟」が成立、これが 1947 年 12 月 5 日に近畿音楽教育連盟[12]へとつながる（同書 p.25）。なお、この結成に際しても、諸井三郎が祝辞[13]を述べている（中原 1962b p.46）。

その後、1948 年 5 月 18 日には、東京に先駆けて、「日本音楽教育連盟西部」が発会、同年 6 月 8 日に全国組織である日本音楽教育連盟が結成された（中原 1961 pp.28-29）。また、同月には「京都府高等学校音楽教育研究会」が、さらに 1949 年には「京都市高等学校音楽教育研究会」が組織されたという勢いだったのである（同書 pp.24-25）。

2. 5. 京都における音楽教育にかかわる研究会組織とその展開

こうした研究会が数多く組織される中で、1946 年 4 月 20 日の京都音楽研究所の設立（京都府立総合資料館編 1970 p.214）が特記される。その前身として、まず、先述した京都音楽会（1902 年）が、「京都音楽奨励会」、「京都フィルハーモニー・ソサエティー」、「京都音楽奨励会」等へ発展的に受け継がれ、「京都音楽協会」（1923 年）として新たな出発をした（京都市立芸術大学百年史編纂委員会 1981 p.17）。そして、京都音楽協会の一分身である「京都音楽同好会」が「京都における音楽学校創立への機運を醸成するとともに、創立を見るまでの橋渡し又は盲点をうづめる事業」として、1938 年 5 月に発足する（中原 1970 p.28）。京都音楽同好会は、学校職員のための現職講習会を 2 か月の長期にわたって主催、一般市民のための公開講座を開催、諸井三郎らを招いた音楽講座も開講（中原 1961 p.38）するなど、複方面を対象にし、京都の音楽文化の向上を目的としていた（中原 1962b p.44）。これを礎として、吉田恒三、井口基成らのアイデアに基づき、上村けい、梅田志津らが中心となって京都音楽研究所が開所、「在洛音楽家の自主性をもって市民の音楽教養に任ずるものであって、ゆくゆくは音楽専門学校的なるものを暗に志向するものであった」（中原 1961 p.37）。終戦後、1946 年 6 月 11 日、新村猛を学園長として三年制全日制の私立各種学校「京都人文学園」[14]が創設する。そして、京都音楽研究所は発展的解消をし、「京都人文学園」音楽部門へ「精神と事業を拡大」した（中原 1970 p.27）。

このように、研究会は学校へと発展、京都における音楽教育熱が着実に高まりを見せる最中、1948 年 5 月 24 日、文部省視学官諸井三郎が入洛、京都府教育局部長天野利武（当時）、京都市文化局長であった光田作治と面談して、音楽教育センター設立を強く要望した。同時に、諸井三郎は吉田恒三を訪ね、助言と支持を要望、吉田恒三は 1948 年 6 月 6 日、南禅寺の稲畑トミ邸において同声会京都支部総会を開催、諸井三郎を招待し、協議、満場一致して実現に協力することを約したのである（中原 1961 p.39）。この働きかけあって、1948 年 4 月「京都音楽

連盟」を結成、音楽教育の教育センター設立推進へと駒を進める。すなわち、「民間よりの盛りあがりと、学校音楽教育の発展に伴う必然的な要望と、教育行政当局の直接の重要な施策」により、「必然的にその上級学校設置の要望」（同書 p.39）がなされるに至ったのであった。

3. 堀川高校音楽課程の設置

3. 1. 公立初の高校音楽課程

とはいえ、音楽教育に関する強い熱意と研究会等の創設が、そのまま大学の設置につながる状況ではなかった。まず、吉田恒三は「市立音楽学校（当時は市立音楽専門学校を念頭にしていた）」の設立は教育行政当局の問題であり、米国軍政部民間情報教育課[15]の承認を必要としたことから、米国京都軍政部教育課（京都府庁内）の教育課長だったエリオット・ケーズと懇意にしていた上村六郎（大阪学芸大学教授）・けい（京都女子大学教授）夫妻と中原都男（京都市文化教育局視学委員）に、同課長の意向を打診するよう依頼した（中原 1961 p.39）。

1948 年 5 月、上村夫妻と中原都男の 3 名が、ケーズを訪問、音楽教育専門機関の設立について懇談した（中原 1962b p.44）。ここで、「ケーズ氏は、六三制学制公示直前であり、他に教育企画をもつゆとり」はなく、「今直ちにかような音楽学校を考えることはむつかしい」（同書 p.45）、「二時間余の話し合ひの結果、結局、音楽学校の設立は無理であるが、高等学校の音楽コースとしてならば、自分の権限に於いて、今すぐにでも認める事が出きるということになつた」（上村 1956 p.42）。

そして、1948 年 6 月 25 日、吉田恒三は、京都音楽連盟理事会を招集、市立音楽学校設立の件について協力を求め、趣旨を作成、理事連署を以て京都市長の神戸正雄[16]宛、嘆願書を提出した（中原 1961 p.39）。これを援助する形で、1948 年 7 月 14 日、諸井三郎は市役所に市長を訪ね、市立音楽教育機関設立に関する要望、文部省としても協力を惜しまぬと告げ、対応に当たった夏秋義太郎助役は、市長に伝え研究すると挨拶している（同書 p.40）。

こうして、1948 年 10 月 20 日、新制高等学校発足と同時に、全国で初の音楽科である、「京都市立堀川高等学校音楽課程」が初代校長、吉原好人のもとに設立された。所在地は京都市中京区堀川通錦小路上ル四坊堀川町である（京都市立音楽高等学校編集委員会 2007 p.48）。1949 年 4 月 12 日、音楽課程第一回入学式が挙行、音楽課程 1 年次への編入生 17 名、2 年次編入生 26 名であった（同書 p.48）。なお、新制高等学校[17]を発足させるにあたって、文部省は 1947 年 4 月「新制高等学校の教科課程に関する件」の通達において、大学進学の準備課程、職業準備の課程、及び実業課程の三教科課程の設置を指示、高等学校音楽課程は第二に該当する職業準備の課程とみなされた。上原一馬によれば、「当時は音楽高等学校の教科課程等に関する規定[18]は何も存在しなかった」（上原 1988 p.406）のである。

この当時の混乱の状況を、堀川高校音楽課程の初代専任教諭だった岩上行忍は、「京都府立第一高等女学校から戦後の鴨沂高校教諭になったそのころのある日、京都市教育委員会指導主

事中原都男氏が会いに来られて『堀川校にできる音楽コースは専任教諭2名で発足するがこれを足場に将来は音楽大学創設を実現させたいので協力してほしい』」とこれを引き受け、「当時は新制度の学校として発足の大混乱期であり音楽コースばかりではなく市内の全教職員が大異動という歴史始まって以来かつてない混乱状態のために堀川高校自体が内部にあって混迷の毎日を送っていたので音楽コースはむしろ厄介者扱いをされていて私一人がコースのすべてを建てて行かねばな」（京都市立堀川高等学校音楽科記念誌編集委員会編 1982 p.46）らなかったと回想している。

また、中村スミ子（一期生声楽専攻）は、次のように振り返っている。「公立高校で全国にさきがけて生まれた音楽課程のために、各県よりの視察団や見学者を迎えたり、実際の演奏の場はあちらこちらからよく声がかかり、例えば戦後のアメリカ駐留軍のキャンプ地（現植物園）や、駐留軍の仮設病院（現在の勧業館）に行ったり」（同書 p.148）、「発足1年目は、高1、高2（当時はこれで音楽課程全員）と同じホームルーム内で、1台のグランドピアノを囲み、先輩後輩といった隔てもなく、自然に融合し」、「2年目からのホームルームは普通課程の学級に2名づつ位配当され、一般教科は普通課程の方たちと一諸に勉強し、専攻の音楽の時間は全員で受け」（同書 p.148）たのであった。

3. 2. 堀川音楽高校専攻科の設置

堀川高校音楽課程の卒業生26名のうち東京芸大へは8名中7名（一次試験は全員）が合格、音楽課程設置の意義を十分に証拠立てた。こうした状況をふまえ、優秀な生徒たちが京都でそのまま研究のできるよう、音楽大学の実現を望む声が一般化し、1950年3月3日には音楽課程一期生の卒業式があり、彼らの進学先として取り急ぎ、同年4月1日、2か年の音楽専攻科が音楽課程の上に設置された（中原 1961 pp.44-46）。専攻科の初年度においては、百万円の経常費と施設費が計上され、17名の生徒の入学が認められた（中原 1970 p.92）。

当時の様子について、中村スミ子は、「当初予定されていたかの音楽大学の設立が、市の赤字財政のため無理ということが予想されて来たことで、暫定的措置として音楽大学が設立された場合、すぐ移行できるようにという目的？をもって、カリキュラムも音楽大学と同じようにと考慮して頂き、名前は音楽専攻科というものが設けられ（中略）当時の市や一部の先生方のご指導を信じたものや、学力または家庭の事情などのため他の大学を受験できずに残った者は、大多数音楽専攻科を受験」（京都市立堀川高等学校音楽科記念誌編集委員会編 1982 p.149）したと述べている。

他方、諸井三郎の音楽大学構想に向けた支援は続いていた。諸井は、「都論壇」に「京都の音楽教育について」と題して、堀川高校が日本の高等学校の音楽課程として最高の水準をもっていること、京都には音楽教育の中心となるための最高学府を持つだけの各種の条件が整っているように考えられると述べた。いわく、「日本の古い文化的伝統の上に立ち、しかも新しい

文化の吸収にも熱心な京都は音楽大学を実現するのに好箇な場所といわねばならぬ。新しい民主的な教育理念の上に立ち、自由にして高い芸術性にあふれた清新な音楽大学の実現こそ、最も大きな夢である。それが実現されれば、日本の音楽文化の水準の向上に、限りない寄与をするであらうことは、議論の余地のない明白なことである」（都新聞「都論壇」1950 年 3 月）。

また 1951 年、日本音楽教育学会の京都での大会において、岩上行忍は「高等学校音楽課程について」と題した発表を行っている。いわく、「公的機関として高校程度の音楽課程を設けることは音楽教育の門戸開放であり、かつ大学教育に於ける音楽の学習を基礎づけるために必要である。（中略）一府県一校単位として全国に設置さるべきである」（中原 1962a p.10）。続けて、「高等学校卒業のままでは、音楽家として活動することは不可能であり、したがって更に大学へ進み、芸術家或は音楽教育家として社会に進出するように指導致すべきである」（同書 p.14）。日本唯一の公立音楽課程主任教員の言は多大な反響を呼び、その後各地で音楽課程が設立されるようになった（同書 p.15）。ちなみに、1951 年 4 月 8 日京都市北区出雲路立本町に「出雲路分校」を設置、音楽課程・音楽専攻が移転した。

4. 緒についた計画―音楽大学の設置構想

4. 1. 高まる気運と水面下での議論

京都市立音楽短期大学の設立にあたって、寄付金をめぐり市会は硬化していた。「大ていの市長なら、流産させたであろう。高山義三の器量が、そうさせなかった」（中原 1970 p.104）。中原都男がこう語る、印象深いエピソードとして次の記述が挙げられる。

京都市歌選定委員会が 1951 年 5 月 22 日無鄰菴で開催、その散会後、高山義三が諸井三郎、中原都男他を招待し、「諸井先生から東京などではもっぱら京都の音楽教育はすばらしいと噂話をしていることをきいている。今夕また深尾（須磨子）先生からも、そのことを聞かされて嬉しい。音楽を発展させて市民の情操を高めてゆき、国際文化都市の風格をそなえさせたい」、「この席の雰囲気と、“大いにやりたい”との決意みなぎる市長の表情とは忘れられぬ思い出」（同書 p.105）と中原都男は回想する。さらに翌 5 月 23 日午後 7 時より諸井三郎、坂部三次、塩貝淳二都新聞社長らが大学の件で会談した。坂部三次は「半官半民」を提案、協力は惜しまぬ、視学官は文部省側としての助力を確約、報道機関関係は塩貝淳二が引き受けると断言、8 月の京都市会に提案するように取り運ぶことを各々約束午後 9 時半に散会した。こうした諸会合がひそかにまた着々と、真剣に行われていったのである（同書 p.105）。

1951 年 6 月 7 日の朝日新聞京都版では、次のことが報道された。「音楽大学設立の三構想」として、音楽大学設立を文化都市の実現としてぜひ成し遂げたいと市教委が考えていること、堀川高校音楽専攻科が大学と同等の内容をもちながら卒業しても教員免許状が下附されない（当時は音楽科教員が不足していた）ことである。あわせて、堀川高校音楽専攻科が研究案として 1951 年 1 月に提出した「京都市に音楽大学を構想する―研究案」（京都市立芸術大学百年

史編纂委員会 1981 p.529-530）の内容も掲載された。すなわち、①単科音楽大学（四年制）、②総合芸術大学音楽学部（四年制）、③単科短期音楽大学（二年制）の案である。①は最大の理想案で、国立上野芸大よりも高度の内容をもつもの、②は上野芸大と同様のもの、③は二年または三年制短期大学として発足、現行堀川高校音楽専攻科の学科、教授科目をそのまま移行させる、漸次高度な理想へ発展することも一つの考え方との妥協案である。さらに、不破治教育長は、「音大設置は民間有力者をはじめ、堀川高校卒業生全員が熱心に支持しているのでぜひ実現したい。経費の問題で最初は単科大学の形で出発し将来は上野にまさる音大へ拡充することが望ましい」と市の姿勢をみせた（中原 1970 p.109）。この時、全国初の公立で単科の音楽大学構想が掲げられたのである。

1951 年 6 月 14 日、午後 2 時より、堀川高校音楽課程保護者会委員会が開かれ、嘆願書提出手続きについて、京都市会文教委員諸氏との懇談があり、保護者らが作成した請願書中の2000 万円という予算条項を 800 万円に改めるなど、文部省査定合格程度の予算計画になるよう、市議会議員西村委員の助言を得て印象操作の意図をもって変更した（同書 p.110）。このことは、関係各所がなんとかこの機運を現実のものとしようとしたこと証左といえよう。このころ「大学昇格期成同盟」（保護者代表木村作次郎京都大学教授）が結成されてもいる（同書 p.95）。

そして、1951 年 7 月市会に「音楽大学創設に関する請願書」（代表木村作治郎）が提出、7 月 2 日受理、高校を音楽短期大学に昇格することで音楽教育専門の教師不足を補うことが出来ること、西日本の音楽センターとなること、そもそも現在の専攻科生徒は卒業しても教員免許状が下附されず、職業コースとして不十分であること、これらが主張された（毎日新聞京都版 1951 年 7 月 3 日）。「音楽大学創設に関する請願書」には、「音楽大学の創立こそ必須の施設と確信（中略）一つはすぐれたる芸術家の養成、一つは音楽教育家の養成」「若しこれが実現出来ぬ秋には現専攻科生徒は資格免許状なしに卒業することになり、延いては本課程の将来の運命にも影響すること多大なもの」（京都市立芸術大学百年史編纂委員会 1981 pp.530-531）等が記載されたが、この的確でもっともらしい叙述にも、諸井三郎の助言があったのである。すなわち「将来、四年制の大学を別に作るにしても、この短大はそのジュニア・コースか、または教育学部とし、または夜間部、または別科などの校舎として使用できる。故に一応予算を投入するも無駄とはならない。京都市として、これ位の音楽大学が種種あってもよいのではなかろうか。または、短期の音楽教育大学などの案も考えられる」（中原 1970 p.107）、というものである。

これは、9 月の市会において採択が報告された。すなわち、京都市会は「音楽大学創設に関する請願書」の受理から、文教行政上重大な問題とみなして、審査に先立ち総務当局に大学設置に関する資料を請求、審査研究を行い、委員会は 5 回にわたって開催、堀川高等学校音楽専攻科を実地視察、その授業内容、設備を調査、懇談会も開催した。いわく、「わが京都市が先に堀川高等学校に音楽コースとその専攻科を設けられましたことは、音楽を通じて豊かな情操

教育を施しますと同時に、一つにはすぐれた芸術家の養成に、一つには全国的にその優秀性を誇る本市小中学校を通じての音楽教育の発展と、よりよき教師の養成等を目途とされたものでありますが、ひるがえつて他面専攻科卒業のみについて見ますると、教員免許状すら下附されず、従つて職業コースといたしましても甚だ不十分」（京都市議会 1951 年 9 月 29 日議事録）というものである。「よき教師と、よき音楽家を養成するため、ひいては音楽を通じて文化観光都市の世界性を発揚するためにも、音楽大学の設置を必要と認め」（同議事録）たのである。また、『京都市立音楽短期大学設置認可申請書』には、「十三 現在設置している学校の現況」として「京都市立堀川高等学校音楽専攻科は高等学校音楽課程を卒業した者が入学し教員免許状こそ下附されていないが短期大学と実質上何ら変らざる教育を施しつつある。又職員組織は他の短期大学の職員組織と同等の有資格者を以て之に充てている」（京都市 1951 ページ記載無）と記載される。

つづく 1952 年 3 月市会において、市長は、「本市が国際文化観光都市として、歴史的に、はたまた文化的に特異なる性格を有するのみにとどまらず、市民の音楽愛好熱の熾烈なる実情に鑑みまして、本市にふさわしい教養ある社会人としての音楽芸術家を育成するために設置するものである」と述べた。しかし、教育予算の問題、校舎の収容問題については、費用の面から、朝日新聞京都版（1952 年 3 月 13 日）において 4 月開校の困難が報道される。ただし、その問題はすぐさま対応された。すなわち、人件費、施設費の壁について「ピアノ五台（二百万円相当）を寄贈する」と坂部三次がわずか 30 分のうちに発し（同書 p.86）、解決の嚆矢となってゆくのである。京都市長宛に提出された「開学に要する費用の負担等に関する誓約書」（1952 年 1 月 29 日）においても、その誓約署名の筆頭者は坂部三次であった。さらに、ここには「本市財政事情の好転する迄は 4 年制大学に昇格を要望しない事」、「本学卒業生は原則として京都市内にある学校に奉職する事」が約されてもいる。

以上、紆余曲折を経たものの、表向き、中等教育段階の音楽教員養成と専攻科生の職業教育としての出口保障を理由に、将来の「音楽教育大学」構想までもを掲げつつ、なんとかその狼煙を上げた。

4. 2. 二年制音楽短期大学としての開学

こうして、1952 年 4 月堀川高校音楽専攻科が京都市立音楽短期大学に昇格した。1952 年 5 月 15 日の開学式は、初代学長、堀場信吉のもとで挙行された。これに伴い「出雲路分校」[19] は「出雲路分校舎」に改編もされた。この昇格は当時、どのように受け止められたのだろうか。

前述の中村スミ子は、期待が外れたことを語っている。「音楽大学（4 年制）設立を夢みて日夜勉強した者にとって、昭和 27（1952）年 6 月に設立の運びとなった大学は、市の財政から 2 年制の短大となり、今まで勉強して来たことは無駄にならなかったにしても、専攻科 2 年生も再度、京都市立音楽短期大学に受験入学するという結果になりました。（こゝでは関係な

いことかもわかりませんが、京都市立音楽短期大学の第1期生は、専攻科2年卒業生、専攻科1年修了生、音楽課程卒業生、外部からといった4種類が入学したのです」[20]（京都市立堀川高等学校音楽科記念誌編集委員会編 1982 p.149）。

あるいは、岩淵龍太郎（ヴァイオリン）は「堀音の1期ないし2期の卒業生を受け入れる音楽高等教育研究機関として、専攻科という経過措置の後に音大が作られたのは前述したが、その時点で京都で音楽を志すものが、必ず東京音楽学校―東京芸大を目指すという発想から大きく軌道修正をして、最後まで京都でこれをおこなうという一大決意と情熱、そしてまた戦前の東京音楽学校付属児童音楽学園、戦後の家政学園そして桐朋学園子供の音楽教室にみられる早教育の成果が着々と挙がりはじめていた頃であったので、制度上公教育の場には持ち込めない迄もそうした一貫教育の理念を実現しようという理想主義者たちが東京ではなく京都においてその理想を実現しようとされたのが中原都男先生とその周辺の人たちであった」（京都市立芸術大学音楽学部 1992 p.24）。このように、昇格の途中のみを当事者として経験した生徒とは異なって、中期的には一貫教育へとこぎつけ、京都での音楽教育構想の実現を果たした様子を感慨深く振り返っている。

さらに、岩淵龍太郎は「これ以前には東京一極集中的音楽状況の中で昭和初期から終戦前後迄は、京都の優秀な子弟はこぞって東京音楽学校に学」（同書 p.21）んでおり、それについて「吉田恒三先生から中原都男先生への流れが大きく堀音の誕生から、今日の音楽学部の成立までの過程に影響していることを再三指摘しておこう。高山市長の大きなポリシーと、この様な流れとがうまく嚙み合わなければこの長期的プロジェクトは成立しなかったにちがいない」（同書 p.23）とまで断言する。また、大学設置当時の状況について、「設置者側の行政的経済的困難はいうに及ばず、教員人事をはじめとする認可の条件については今日考えられない様な厳しい許認可基準で文部省が臨んでいた。現在でも設立時の教員人事権は文部省が（大学設置審議会の答申というプロセスを経て）留保しており、ケース・バイ・ケースで4年とか3年とかの後迄、直接監督権を持っているが、当時はその権限は今の大学教授会構成員の大部分が（昭和40年以前に就任の方々以外は）ご存じないような仕組みになっていた」（京都市立芸術大学音楽学部 1992 pp.24-25）。

「教育公務員特例法によって大学の（短大を含めて）実質的人事権が教授会の完全自治にゆだねられたのは昭和40（1965）年であって、例えば私の昭和37年（1962年）採用時においても、まず教授会が議決し、諸々の手続きを経て学長に内申し、それに基づいて任命権者である市長に進達して発令されるまでの重要なひとこまに文部省の許可があったのである。これは採用のみではなく昇任においても同じであって、文部省の許可なくして教授会の議決を根拠にして設置者、任命者が昇任の発令をすることはできなかった」（同書 p.25）のであった。このように、当時の大学の自治の状況があくまでも国家（文部省）の権限のもとにあり、その困難を乗り越えて、高等教育への線路を関係者たちが敷いたと語っているのである。

4. 3. 音楽家教育としての音楽短期大学

それでは、短期大学は何を目指していたのだろうか。片岡義道（音楽史）は、開学当時の困難を次のように語っている。「もともと極端に制限された経済的悪条件の下で発足した音短大」（京都市立芸術大学 1990 p.2）であり、「開学当初からして経済的貧困にさいなまれ続けて来た不遇の学校であった。このことは私たちのように創立当時からその中に勤務していた者がいちばん痛切に感じていることで、短大が後に京芸大の音楽学部に発展解消してからも、その実態はあまり変わってはいないと思う。私などは去る昭和 59（1984）年に定年退職するまで一貫してこの問題に悩み、それに対して戦いつづけて来たと思っている。例えば教官と学生双方の定員がともに極端に抑えられている。ここではいくら頑張ってもとうてい他の同種の音大乃至は芸大に敵うはずがない。設置者の京都市当局にしてからが、この音短大の設立にあたっていたと如何なる込み入った事情があったにもせよ、いったん誕生したこの不慮の子が一人前に成長するまでは面倒を見るのが親として当然の勤めである筈だ。とこういうのが当時の私たち管理職の責任在る者の偽らざる思いであった」（同書 pp.2-3）。

しかし、「私たちは何を叫ぼうといっこうに改善されない大学の貧乏所帯のやりくりに、ただ手をこまねいて流されて行こうとしたのではなかった。いかに貧弱な規模に制限されてあろうとも、とに角与えられた予算と人員とで最善の教育成果を挙げること、これに集中して熱意を注いだものである。それがためにはまず教官の質が高くなければならない」（同書 p.3）。「まず教育理念と称して徒らに高慢で抽象的な美辞を連ねることを止め、あくまでも現実的で確かな目標を設定しよう。そこで第一に言えることは、この大学はプロの音楽家を育成することを目指す教育の場だということである。したがって誤れるアマチュアリズムはこの大学のとるべき途ではないということ、これであった。（中略）卒業生の結果如何はとも角として、教育方針としては飽く迄もこの厳しいプロフェッショナルな音楽家の養成に置くことを確認していた」（同書 p.4）。一貫して、その結果如何はともかく、プロの音楽家を育成することに尽力したことを述べているのである。

片岡はさらに続けている。「教育方針の第二としては少数精鋭主義ということであった。これはもうこの大学が前にも述べたように、およそ設立の当初から置かれていた経済的に悪い環境の下にあってはむしろ当然の帰結であって、この方針に徹することによってのみ、私どもは規模の大きい他の同種の大学に伍して自らの存在価値を確立させることができると信じていた」（同書 p.4）。

さらに、同様のことを鳥井晴子（声楽）が語っている。いわく、「高山市長・堀場学長のご挨拶の中で『世界性を持つ音楽を以て京都にふさわしい真の芸術家を育てよ』という言葉を聞いた時の感動は忘れることが出来ません。当時、終戦後未だ数年ということで、世の中の事情は、精神的にも物質的にも貧困から立ち直っていない状態で、そのような時に『芸術を』という言葉程、私自身にとって心躍る言葉は有りませんでした」（同書 p.7）。「私たち教える側も 2

年という短い期間に、何が何でも 4 年制卒業の人たちに負けてはいけないという様な責任感に緊張し、頑張った」（同書 p.8）。当時、専任講師であった鳥居晴子は、自身の使命としても「芸術家」養成を志向したことを振り返っている。

市長だった高山義三もまた、同じ方向を向いていた。安部幸明（作曲）いわく、「財政的に決して裕福とは言えないこの地に、音大を敢て作られた高山義三市長とは、どんな方かなと、辞令受領のため市役所に行った。その折市長より、本学は音楽家養成機関として作った、教育学部的にならないでほしいと言われたのに感銘を受けたのは、忘れていない。旧高専的なものが、短大であると考えて居られたのかもしれない。実技以外の先生がなぜそんなに必要なのか、あてが外れたような口吻をちょっともらされたのを忘れていない」（京都市立芸術大学音楽学部 1992 p.5）。

このように、設置者である市の最高責任者および最前線にて指導に当たる教員は「音楽家教育」が使命だとの思いを一にしていた。すなわち、短期大学としての設置は、関係者にとっては役不足、実情として、「セミプロフェッショナルの職業人の養成大学ということであって高度の教養と高級専門職業人の養成は、むしろ短期大学の特殊な発展形態」をみせており、「高度な研究は当然四年制大学において可能であり、また本質である」（中原 1970 p.124）と当然のように、四年制への昇格は設置当初からすでに見据えられていたのである。

にもかかわらず、なぜ当時、短期大学として出発することとなったのか。「設立関係者たちの間では将来においてこれを四年制大学に昇格させるという問題についてはノー・コメントという態度をとったのである。かりにも四年制大学に発展させるという希望を漏らせばせっかくの開設運動も水泡に帰するという微妙な事情」（同書 p.123）があった。つまり苦肉の策として、関係者たちは戦前から続く「音楽学校」構想をまず高等学校に託し、高等学校専攻科へとつなぎ、その後に短期大学の昇格へとようやくこぎつけたのである。

5. 結語

以上、本稿では、京都における戦前からの音楽大学構想、音楽教育研究会等の組織から学校への発展、高校音楽課程の設立、そして音楽短期大学への昇格という一連の過程を詳らかにした。今から遡ることおよそ 70 年、京都市立音楽短期大学設立時の目指すところは明確であり、プロフェッショナルの「音楽家」を養成することであった。史資料に残される当事者の語りに対峙すると、とりわけ戦後の京都市において音楽家教育制度の整備にかけられた一貫したエネルギーを、いまなお熱を帯びて受け止めることができる。それは着実に、そして燎原烈火のごとく歩みを進めたものであった。

とはいえこの後、音楽短期大学は四年制に昇格するか、直ちに廃止するかという危機的な状況に陥ることになる。そこでみられた批判は、「設立当初の構想に比して機能をじゅうぶんに発揮していない。よって理事者は、この際これを 4 年制に昇格するため抜本的拡充を図るか、

さもなくば断固廃止に踏み切るべき」（1962 年 3 月 19 日京都市会）というものであった。ちなみに、音楽短期大学第一期卒業生が排出される、1954 年の京都市立中学校の音楽科教員について『昭和 29 年度学事関係職員録』によれば、烏丸中学校一名、滋野中学校二名、旭丘中学校二名、北野中学校一名、朱雀中学校一名、西院中学校一名、双ヶ丘中学校一名、洛東中学校一名、藤森中学校一名、桃山中学校一名の卒業生が教諭あるいは助教諭となっている。このことは、音楽短期大学関係者たちの抱いた理念と実態との乖離を示すものかもしれない。仮にそうだとすれば、学校教員養成と音楽家養成のいずれの道をいかに進むべきなのか、当時の短期大学は文字通り岐路に立たされていた可能性がある。さて、これについて、いかなる課題に駆動され、短期大学が四年制大学として音楽家教育を再定位するに至ったのかについては、別稿を期したい。

注

1）京都市文化政策史研究会編（2012）に詳述。また、戦後の学校器楽教育の整備は、全国に先駆けて京都市に端を発する（樫下 2019、菅 2019 など）。

2）「文化都市・国際都市―京都」を目指す高山義三市長（1892 ～ 1974 年。第 19 代京都市長：在任期間 1950 年 2 月～ 1966 年 2 月）1950 年 10 月に京都国際文化観光都市建設法が国会で可決成立。同法第一条の目的には「京都市を国際文化観光都市として建設する」ことが謳われる。また、それ以前の 1945 年には篠原英太郎市長が「文化都市」形成の方針を示し、1947 年には市長代理大井尚俊助役が、戦災を免れた京都市は文化と観光都市となる将来性を述べている（京都市文化政策史研究会編 2012 p.6）。

3）東京師範学校と東京女子師範学校

4）以下、引用文中の下線箇所は、筆者の補足である。

5）音楽取調掛から東京音楽学校の設立にかけては、『東京芸術大学百年史』（1987）をはじめ、多数の蓄積がある。例えば、日本教育音楽協会（1934）、井上（1949、1967）、山住（1966、1967）、東京芸術大学音楽取調掛研究班編（1976）、青柳（1979）、上原（1988）、奥中（2008）、丸山（2013）等。

6）私立音楽教育機関は明治 30 年代の末にはすでに唱歌会から私立学校として認可を受けるものが現れており、先駆けは山田源一郎の女子音楽学校、天谷秀の東京音楽院、松山鎰子の女子音楽園、鈴木米次郎の東洋音楽学校他が相次いで設立認可を受けている（東京音楽大学創立百周年記念誌刊行委員会編 2007 p.96）。唱歌会とは、小学校教員らを対象に唱歌教育を施すことを主な目的とし、その多くが早急なる唱歌教員の需要に応じるべく、主に唱歌や風琴を三ヶ月や半年で教授し卒業させる、速成をうたっていた（大地 2005 pp.268-269）。

7）この背景には、1886 年の小学校令において尋常小学校教科から裁縫が廃止されたことが

挙げられる。「京都市では、裁縫科専科教員に唱歌科教員の資格を与えるとともに、市内の学校教員に唱歌を伝習する目的をもって府属三吉艾、第一高等女学校教員伊藤よねを講師として京都唱歌婦人会講習会」（上原 1988 pp.265-266）が実施された。三吉、伊藤らによる京都市での唱歌会発展については、丸山（2011 pp.15-17）を参照。

8）1872 年生、1957 年没。東京音楽学校出身。1902 年京都師範学校に着任、同年「京都音楽会」を提唱・設立（京都市立芸術大学百年史編纂委員会 1981 p.17）。

9）現京都市立芸術大学音楽学部同窓会

10）1903 年生、1977 年没。戦後の学校音楽教育改革において指導的役割を果たした。戦後初の教育方針である『昭和二十二年度学習指導要領・音楽編（試案）』（1947 年）は当時文部省社会教育局の諸井三郎が中心的編纂者となっており、そこには彼の音楽観、教育観が反映されている（菅 1990 pp.11-12）

11）1946 年 1 月 5 日、音楽教育再建のため「教壇楽人懇談会」を開催、小学校部門においては同年 9 月に「京都市音楽教育研究会」が結成された（中原 1961 p.22）。

12）日本音楽教育学会第一回大会は京都市上京区の成安会館において 1951 年 6 月 23 日、24 日に行われたが、これは、中原都男いわく、「学会創立に大きな寄与をもつ近畿音楽教育連盟の実績が全国各関係機関に認められたものと断じて、決して過言ではない」（中原 1962a p.4）。また、近畿音楽教育連盟 5 周年に際しては、日本音楽教育連盟理事長鳥居忠五郎は「教育学会の発展、音楽大学の創立などは、いずれも連盟という基盤があつたればこそとおもわれる」と述べている（中原 1962a p.19）。

13）中原都男は、「近畿音楽教育連盟結成にあたって、諸井三郎視学官の指導助言と日本クロス工業株式会社々長坂部三次氏の援助とは忘れ去ることは到底できない」（中原 1962b p.46）と述べる。坂部三次（1879 年生、1959 年没。）は京都府亀岡市生まれ。1919 年に日本クロス工業株式会社（現ダイニック株式会社）を創設（ダイニック株式会社ウェブサイト https://www.dynic.co.jp/company/80/chno1/ch01.html：2024 年 12 月 1 日閲覧）。

14）京都人文学園の成立史については、京都人文学園創立三〇周年記念世話人会編（1976）、石田（1967）、山嵜（2002）他。

15）「東京のまちは燃えてしまったので、京都に音楽学校を建てようという話が具体化した。これが市立堀川高校音楽コース（現在の京都堀川音楽高校）ができるきっかけとなった」（京都市文化政策史研究会編 2012 p.96）。

16）1877 年生、1959 年没。第 18 代京都市長：在任期間 1947 年 4 月～ 1950 年 1 月。

17）高等学校では、総合制・男女共学制・地域制のいわゆる三原則によるものと特に府では相成った（京都府教育庁 1955 p.24）。

18）そして、1960 年の高等学校学習指導要領において初めて音楽高等学校の目標や教科課程とその内容が具体的に示された。指導要領第 13 節「音楽」第 1 款目標には次が示される。

「1 音楽の学習経験を通して、音楽の芸術的な表現に必要な知識や技術を習得させる。 2 音楽の学習経験を通して、美的感覚を洗練し、創造性に富む音楽の表現や鑑賞の能力を高める。 3 音楽の学習経験を通して得た知識や技能をもって、わが国音楽文化の発展に寄与する態度を養う」

19）そもそも出雲路小学校跡を堀川分校に充てることが出来たのは、松本正男市教委学校指導部長の卓見と手腕のたまもので、肢体不自由学校に予定されていた。これが実現していたら到底短大は実現できなかったと思う（中原 1970 p.106）。こののち、1956 年 9 月音楽短期大学と共に京都市左京区聖護院円頓美町（現京都市武道センター）に移転し「岡崎分校舎」となり、さらに 1980 年 4 月 1 日京都市西京区大枝沓掛町 14-26 へ新築移転し「京都市立堀川高等学校音楽科分校」、1997 年 4 月 1 日京都市立音楽高等学校として堀川高校から独立、開校した。2010 年に京都市立京都堀川音楽高等学校として、二条城前に新築移転、現在に至る。

20）第一回（1949 年）卒業生の進路として、声楽 10 名、ピアノ 14 名、弦楽 2 名の計 26 名（男子 5 名、女子 21 名）中、東京芸大 7 名、京都学芸大 1 名、専攻科 17 名、その他 1 名とある（京都市立堀川高等学校音楽科記念誌編集委員会編 1982 p.80）。

引用文献一覧

青柳善吾（1979）『本邦音楽教育史』発行者青柳寿美子（発行所　東京都練馬区羽沢 1－6）

石田良三郎（1967）『京都勤労者学園史』京都勤労者学園

井上武士（1949）『音楽教育精義』教育科學社

井上武士（1967）『音楽教育明治百年史』音楽之友社

上原一馬（1988）『日本音楽教育文化史』音楽之友社

上村けい（1956）「京都の音楽教育」宮崎会昭比古編『洛味』第 59 集、洛味社

大地宏子（2005）「第五章音楽家養成の制度　五・一　戦前における音楽学校の成立と展開」河口道朗監『音楽教育史論叢　第 II 巻　音楽と近代教育』pp.258-277

奥中康人（2008）『国家と音楽―伊沢修二がめざした日本近代』春秋社

音楽雑誌社（1890）「音楽雑誌　第参号」音楽雑誌社

樫下達也（2019）『器楽教育成立過程の研究』風間書房

菅道子（1990）「昭和 22 年度学習指導要領・音楽編（試案）の作成主体に関する考察」『音楽教育学』20（１）pp.3-14

菅道子（2019）「戦後初期京都市における器楽教育振興の取り組み」『和歌山大学教育学部紀要　教育科学　第 69 集』pp.135-146

京都市交響楽団（1986）『京都市交響楽団 30 年史』京都市交響楽団

京都市文化政策史研究会編（2012）『京都の文化と市政―守り、育て、創るための取組―』山

代印刷株式会社出版部
京都市立音楽高等学校　編集委員会（2007）『京都市立音楽高等学校　From The Graduates』京都市立音楽高等学校
京都市立芸術大学音楽学部（1992）『京都市立芸術大学音楽学部外史―創設期とその背景』京都市立芸術大学音楽学部
京都市立芸術大学（1990）「1　開学 110 周年記念を省みる」『ハルモニア　20』pp.2-14
京都市立芸術大学百年史編纂委員会（1981）『百年史　京都市立芸術大学』京都市立芸術大学
京都市立堀川高等学校音楽科記念誌編集委員会編（1982）『京都市立堀川高等学校音楽科　創立 30 周年記念誌』京都市立堀川高等学校音楽科　京都市立堀川高等学校音楽科同窓会
京都人文学園創立三〇周年記念世話人会編（1976）『わが青春―京都人文学園の記録』京都人文学園創立三〇周年記念世話人会
京都府教育会編（1940）『京都府教育史　上』社団法人京都府教育会
京都府教育庁（1955）『京都府教育委員会所管行政理解のための手引き』京都府教育庁
京都府立総合資料館編（1970）『京都府百年の年表　5 教育編』京都府
東京芸術大学音楽取調掛研究班編（1976）『音楽教育成立への軌跡』音楽之友社
東京芸術大学百年史刊行委員会（1987）『東京芸術大学百年史　東京音楽学校篇　第一巻』音楽之友社
東京音楽大学創立百周年記念誌刊行委員会編（2007）『音楽教育の礎　鈴木米次郎と東洋音楽学校』春秋社
中原都男（1961）「戦後京都の音楽教育運動（上）」『京都市立音楽短期大学研究紀要』8 pp.19-48
中原都男（1962 a）「戦後京都の音楽教育運動（中）」『京都市立音楽短期大学研究紀要』9 pp.1-40
中原都男（1962 b）「戦後京都の音楽教育運動（下）」『京都市立音楽短期大学研究紀要 ―創立十周年記念特輯―』10　pp.37-74
中原都男（1970）『京都音楽史』音楽之友社
日本教育音楽協会（1934）『本邦音楽教育史』音楽教育書出版協会
丸山彩（2011）「明治 10 年代～ 20 年代の京都府女学校・京都府高等女学校における音楽教育の展開」『音楽教育学』41-2 pp.13-24
丸山彩（2013）『音楽取調掛から東京音楽学校開校期にかけての伝習・教育の実際：文書・楽譜・証言をもとに』東京芸術大学博士論文
安田寛（1998）「京都と神戸ステーションの音楽教育史 - アメリカン・ボード日本ミッション音楽教育史 その二」『キリスト教社会問題研究』第 47 号、同志社人文学研究所
山嵜雅子（2002）『京都人文学園成立をめぐる戦中・戦後の文化運動』風間書房

山住正己（1966）『音楽と教育』国土社
山住正己（1967）『唱歌教育成立過程の研究』東京大学出版会
吉田恒三（1942）『京都音楽史』京都音樂協会
和崎光太郎（2013）「京都番組小学校における唱歌教育の導入」『京都市学校歴史博物館研究紀要』第 2 号 pp.1-12